

## 和歌山県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、特定医療費支給認定事務において、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「指定医」という。）が勤務し、指定医が作成する臨床調査個人票の電子化に必要な環境整備を行う、医療法（昭和23年法律第206号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届け出を出した診療所に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第9に規定する、指定医が作成する臨床調査個人票のオンライン化に対応するために必要な環境整備事業とする。

(補助基準額等)

第3条 補助事業における補助基準額、補助対象経費、補助率及び補助金額は、次表のとおりとする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

補助基準額	補助対象経費	補助率	補助金額
100千円	特定医療費支給事務における臨床調査個人票の電子化等の環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金	2分の1	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額

(交付申請書の添付書類の様式)

第4条 規則第4条に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類は、次表のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
補助金所要額及び事業実施計画書	別記第1号様式	1部	別に定める日
収支予算書	別記第2号様式		
経費の積算根拠が確認できる書類 (見積書等)			

2 知事は、補助金の交付の申請があったときは、申請書類等の審査を行い、補助金の交付の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の

承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を和歌山県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別記第4号様式）を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

（変更等の承認）

第6条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、和歌山県臨床個人調査票電子化等推進事業変更承認申請書（別記第3号様式）に知事が別に定める書類を添えて提出しなければならない。

2 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、和歌山県臨床個人調査票電子化等推進事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第7条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次表のとおりとする

書類	様式	提出部数	提出期限
補助金精算額及び事業実績報告書	別記第5号様式	1部	補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日又は補助事業の完了した日から30日経過した日のいずれか早い日
収 支 報 告 書	別記第6号様式		
経費の精算根拠が確認できる書類 （事業対象経費にかかる領収書の写し等）			

（財産処分の制限）

第8条 規則第20条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数

等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。